

介護保険料の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入に減少があった方は、介護保険料の減免を受けることができます。

1 対象となる方

- ・ 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること及び減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である第1号被保険者

2 対象となる介護保険料

- ・ 令和元年度分及び令和2年度分の介護保険料
- ※1 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限があるもの
- ※2 特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日のもの

3 申請手続等

- ・ 申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出してください。
- ※ 減免を必要とする理由を証明する書類を添付できない場合は、口頭によりお尋ねします。

～ お問い合わせは、以下まで御連絡ください ～